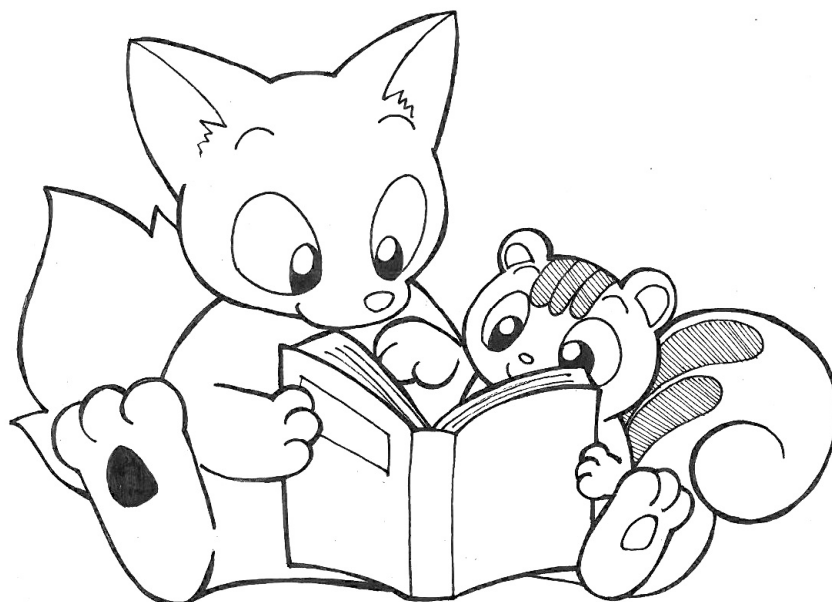


第 2 次和泉市子どもの読書活動推進計画

～本が大好き・和泉っ子～



平成 2 5 年 3 月

和泉市教育委員会

はじめに

和泉市では、21世紀を担うすべての子どもが、読書に親しみ、読書のすばらしさを感じ、やさしく、たくましく生きていく力を培っていくことができるよう、市政の各分野で、また、家庭や地域において効果的な施策の推進を図ることを目的として、平成17年3月に「和泉市子どもの読書活動推進計画」を策定し、本好きの子どもが増えるよう、さまざまな取組を行い、環境整備に努めてきました。

しかしながら、一定の期間が経過し、新たな課題や問題点が見えてきました。

そこで、第1次計画の成果と課題を踏まえて、新たに必要な施策について「和泉市子どもの読書活動推進計画策定委員会」において検討を重ね、このたび、本計画を策定いたしました。

「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである」(「子どもの読書活動の推進に関する法律」(第2条))とされています。このためには、子どもたちが読書を通じ生きる力を育めるよう、読書に親しむ環境づくりが何より不可欠です。それには、子どもを取り巻くすべての大人たち一人ひとりの意識改革はもとより、大人たちが本の大切さについて知り、知恵を寄せ合い、連携し、継承していく必要があります。

本計画により、和泉市の子どもたちがもっと本好きになり、本からたくさんの栄養をもらって、心豊かに成長してくれることを願っています。

目 次

第1章	
第1次計画期間中の取組・成果と課題	1
第2章	
国及び府の基本方針	11
第3章	
計画の基本的な考え方	13
第4章	
子どもの読書活動推進のための方策	
1 子どもが読書に親しむ環境づくり	14
(1) 本との出会いの場づくり	
(2) 子どもと本をつなぐ人づくり	
2 連携の強化	17
3 啓発活動	18
4 重点目標「地域に根付いた読書活動推進」のために	19
5 取組内容	20
6 計画の実現に向けて	23
資料編	
和泉市子どもの読書活動推進計画策定委員会規則	26
和泉市子どもの読書活動推進計画策定委員会委員名簿	28
和泉市子どもの読書活動推進計画策定委員会開催日及び内容	29

第1章 第1次計画期間中の取組・成果と課題

第1次和泉市子どもの読書活動推進計画（以下「第1次計画」という。）は、基本方針として、1．子どもが読書に親しむ環境づくり
2．連携の強化 3．啓発活動の強化 を掲げ、取り組んできました。

その中で、さまざまな成果が得られた半面、新たな課題・問題点を見出し、今後、見直しや新たな取組について検討していく必要が生じました。

1．子どもが読書に親しむ環境づくり

(1) 本との出会いの場づくり

ア．未就園の乳幼児に **（健康課・こども未来室・図書館）**

赤ちゃんの心の栄養は、親の愛情です。肌のふれあいや優しく語りかけることにより赤ちゃんの心は愛情でいっぱいになります。そのような親子のスキンシップに絵本を活用してもらおうと「ブックスタート事業」を実施してきました。保健センター及び保健福祉センターで実施している乳幼児健康診査時を利用して絵本配付や読み聞かせ等を実施し、より多く絵本に触れる機会を設けてきました。

また、健診に参加していない親子へは、図書館窓口での配付や保健師による訪問指導時に絵本の手渡しを行ってきました。

こども未来室においては、親子で集うエンゼルハウスや子育てサークル等で、子育て講座として「絵本の読み聞かせ」を行っていますが、その多くが講師を招いての講座であり回数も限られています。

乳幼児期から本に触れ合うことで、言葉を育み、成長の助けとなり、また、親子で絵本の読み聞かせを聞くことにより、保護者に対する啓発につながると考えています。

しかし、図書館の読み聞かせボランティアの活用ができていないのが現

状です。

また、図書館においては、それぞれの図書館の特色を活かし、さまざまな取組を行っています。その中でも、未就園児を対象とした「おはなし会」等を実施しており、毎回楽しみに参加している親子もいる反面、子どもがぐずると迷惑がかかるのでなかなか図書館へは行きづらいという利用者の声が届いています。

イ．保育園・幼稚園に通う子どもに **（こども未来室・指導室）**

園では、本との触れ合いの場として、絵本コーナーの設置や絵本の貸出し、読み聞かせ等の多くを取り入れてきました。

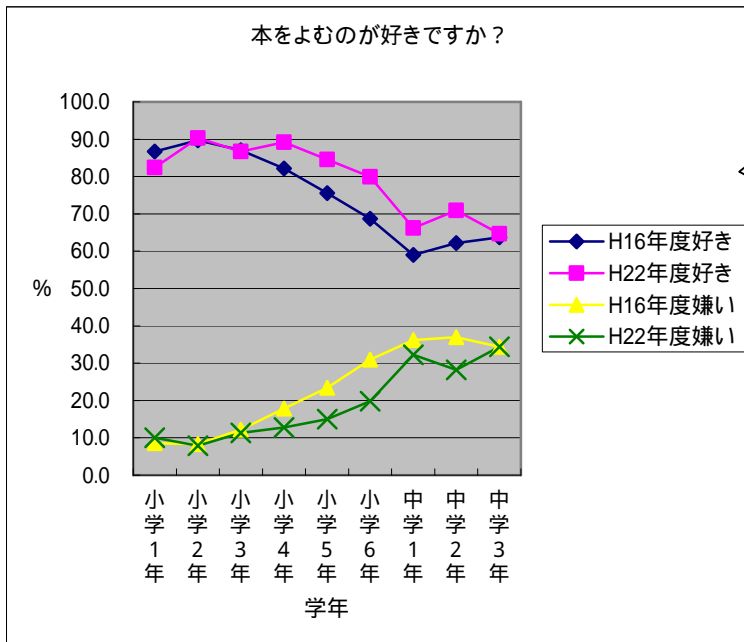
園の蔵書数は、充実してきていますが、内容を含めてより充実していく必要があります。

ウ．小中学校に通う子どもに（子どもの読書に関するアンケート結果から） **（指導室・図書館）**

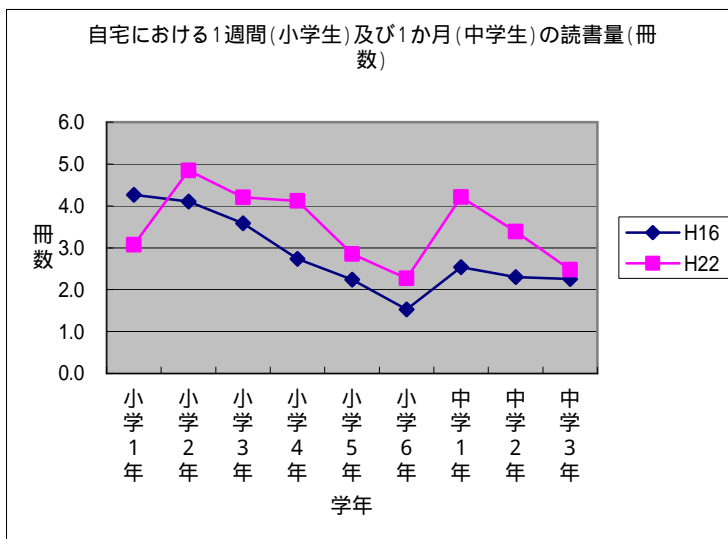
第1次計画策定前の平成16年度に、子どもの読書に関するアンケートを実施し、同様のアンケートを平成22年度に実施しました。

アンケートでは、読書量、学校図書館及び市立図書館の利用、読書の好き嫌い、好きな本等を調査しました。

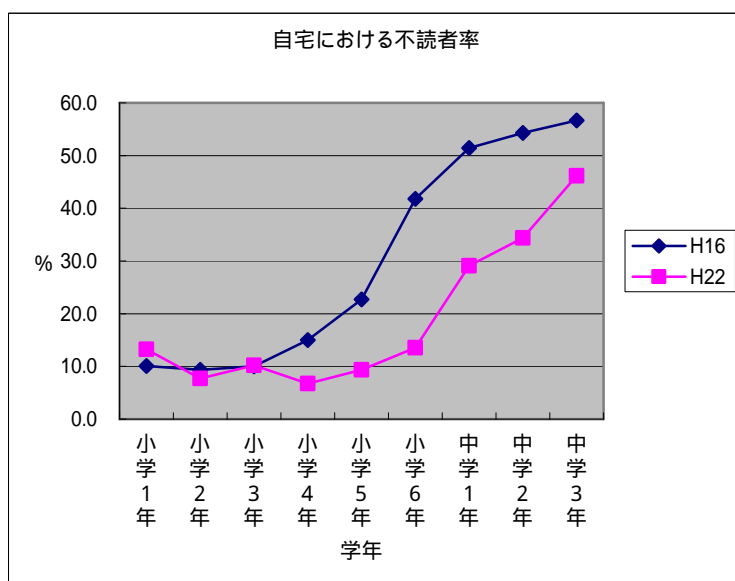
平成16年度と22年度を比較したところ、ほとんどの項目で好転が見られ、ある一定の成果が得られたことが伺えます。これには、学校全体で取り組んでいる朝の読書活動や学校図書館におけるさまざまな活動が要因であると考えます。



「本を読むのが好きですか？」の問いに多くの学年で「嫌い」の割合が減少し、「好き」の割合が増加した。



しかし、小学生においては1週間、中学生においては1か月、「自宅で本を読みましたか？」の問いに対し、「読まなかった」と回答した人数は減ったものの、学年があがるにつれ、急激に不読者数が増加していることが伺えます。



このような現状を把握し、今後の方策について検討する必要があります。

エ．高校生世代に **（高等学校・図書館）**

市立図書館ではティーンズコーナーを設けるなど、中高校生を対象とした資料の充実に努めてきました。また、高等学校への団体貸出や情報提供、府立図書館と府立高等学校との連携の中継地点としてのサービスなど、より学校図書館サービスの充実に努めています。

しかし、現在、団体貸出等を利用している市内の府立高等学校は1校であり、他の高等学校では受け入れ体制が整っていないことから、連携について働きかけをする必要があります。

オ．障がいがある子どもに **（図書館・指導室・支援学校）**

図書館においては、平成23年3月移転オープンした和泉図書館にエレベーターや多目的トイレが設置され、これを機に市内の図書館が全てバリアフリーになりました。

また、ボランティアの協力により、点字図書や録音図書、触る絵本等を製作し、資料の充実に努めています。

しかし、現在は子ども向け障がい者用資料の利用がないことから、子どものニーズを把握し図書館利用の支援について研究する必要があります。

学校や図書館における障がいのある子どもにとっての読書のあり方について研究し、必要な施策を検討する必要もあります。

あらゆる事情で図書館への来館が困難な子どもには、状況に応じた支援ができるよう、本との触れ合いの場を提供していく必要があります。

カ．日本の生活に慣れていない子どもに **（図書館・指導室）**

日本の生活に慣れていない子どもには、図書館を利用して日本語の本を手にとる機会は多くないように思われます。すべての子どもに本の楽しさを味わってもらえるような方策を講じる必要があります。

キ．地域で **（図書館・こども未来室・指導室・生涯学習課）**

図書館から離れた地域には、自動車文庫が巡回していますが、和泉再生プランにより自動車文庫は統廃合について検討する必要があることから、今後はますます図書館から離れた地域は本と触れ合う機会が減少してしまいます。

そのため、図書館では、身近にいつでも本に出会える場として、家庭文庫や地域文庫等を推進し、支援をしていく必要があります。

ク．市立図書館で **（図書館）**

図書館は、多種多様なニーズに応えるための資料を確保することが必要不可欠です。和泉市内には北西部地域に和泉図書館と人権文化センター図書室（にじのとしょかん）、中部地域にシティプラザ図書館、南部地域に南部リージョンセンター図書室があり、今後、北部地域に北部リージョンセンター図書室が設置される予定で、更なる充実が見込まれます。

今後、全市的に均一なサービスを目指すとともに、ますます豊富な資料を揃える必要があります。

(2) 子どもと本をつなぐ人づくり

ア．家庭で **(健康課・こども未来室・指導室・生涯学習課・図書館)**

子どもにとって本は豊かな心を育てるためには欠かせないものです。その、まず第一歩は家庭での読み聞かせにあります。

市立図書館では、絵本作家等の講演会を実施し、絵本の有用性を啓発していますが、保育園や幼稚園に入園するまでの間は、保護者が積極的でない限りなかなか情報を入手できないのが現状です。

今後、保護者があらゆる手段で情報を入手できるような方策について関係部署と検討する必要があります。

イ．地域で **(図書館・こども未来室・指導室・生涯学習課)**

未就園児が本に親しむ機会としては、家庭以外では、市立図書館やエンゼルハウス、子育て支援センター、子育てサークル活動等における読書活動が挙げられます。

市立図書館では、多様なボランティアグループが活動しており、多くの子どもが本に親しむ機会を提供していますが、ボランティア活動が盛んに行われているとは言えない地域もあり格差が生じています。

地域での活動を支援できる体制づくりが必要です。

ウ．保育園・幼稚園で **(こども未来室・指導室)**

保育園・幼稚園では、保育士及び教員による読み聞かせ等、さまざまな場面で本を活用し、本に触れる機会を設けてきました。

保育士や教員がどのような絵本を選ぶか等、職員の資質向上を図るために、今後も継続して保育士及び教員に対し、講座や研修会を開催していく必要があります。

エ．小学校・中学校・高等学校で **(指導室・図書館・高等学校)**

和泉市内の小中学校のほとんどに司書教諭が、全小中学校には学校図書館支援司書が配置され、子どもの学校における読書環境は大きく変化してきました。

学校図書館の蔵書の充実、朝の読書の時間や学校図書館支援司書配置による「いつでも開いている」学校図書館、ボランティア等地域人材による読み聞かせ等を導入し、学校全体の意識改革も行われてきました。読書アンケートの結果からみてもその効果は計り知ることができます。

しかし、兼任の司書教諭であったり、学校図書館支援司書という立場である以上、常に学校図書館に関わる業務に従事できていないことから、今後は、専任の学校司書の配置について国や府に要望していくとともに、教職員全体の意識改革をさらに推進する方策について検討する必要があります。

また、高等学校においては、これまで1校のみに団体貸出等を行っていました。他の高等学校では市立図書館利用についての認識がなされていなかったと考えられます。

今後は、他の高等学校へも出向き、学校図書館および学校全体で読書活動が実施されるよう働きかけていく必要があります。

オ．図書館の利用が困難な子どもへ **（図書館・支援学校）**

市立図書館では、ボランティア養成講座を修了した方が視覚障がいのある子どもへ点字図書や録音図書を製作する活動を行っており、資料の充実に努めています。

しかし、実際は点字図書や録音図書の利用がないのが現状です。

また、障がい等で、図書館を利用しづらいとの声が届いています。

そして、病院で入院している子どもや図書館から遠く離れた地域に住む子ども等、図書館利用ができない子どももいます。

今後は、ニーズを把握するとともに関係部署等と図書館利用についての方策を検討する必要があります。

カ．市立図書館員は **（図書館）**

市立図書館で働く職員は、子どもと本を取り巻く環境を熟知し、そのための方策を講じるために、子どもの本についてはもちろん、幅広く知識を有する必要があります。

そのためには、自己研鑽はもちろんのこと、研修への積極的な参加をすることでレベルアップを図る必要があります。

2. 連携の強化

ア. 市立図書館が中心となって

第1次計画のもと、「和泉市子どもの読書活動推進協議会」を設置し、計画の進捗状況や方策について検討してきましたが、第2次計画策定後、新たに協議会を立ち上げ、関係部署や団体等と連携を図っていく必要があります。

イ. 保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・支援学校では

これまで、学校・園では、横のつながりで読書活動についての意見交換など実施していますが、縦のつながりでは実施できていないのが現状です。

今後は、更なる横のつながりを深めていくことはもちろんのこと、園・校種間で読書活動が途切れないよう、縦の連携について研究していく必要があります。

また、園や学校外との連携として、市立図書館との間で、図書やその管理面等でも連携を強化する必要があります。

ウ. 地域の連携を (全て)

地域での活動状況については把握できていないのが現状です。地域での格差が生じないように、地域での活動を発表する場等を設け、市全体で子どもの読書活動について盛り上げる方策を検討する必要があります。

エ. 他計画との整合を (こども未来室・指導室・生涯学習課・図書館)

「和泉市次世代育成支援対策行動計画(後期計画)」では、読書環境の充実が掲げられています。子どもたちが安全で、安心して利用でき、本を読むおもしろさや楽しさに気づくことができる環境づくりを目指す必要があります。

また、「和泉再生プラン」によれば、自動車文庫の統廃合について検討することが掲げられています。しかし、統廃合により、子どもの読書活動に影響を及ぼすことが考えられることから、地域や関係部署等と連携し方策

を検討する必要があります。

そして、「第4次和泉市総合計画」では、18歳未満の子ども読書に関する成果指標をかかげており、達成に向けた取組の検討が必要です。

オ．他の公共図書館等と **(図書館)**

大阪府立図書館をはじめ、他の公共図書館の協力により、本市が所蔵していない資料でも貸借により利用者の求める資料を幅広く提供できるようになりました。

また、府立図書館等にて実施される研修にも職員が参加し、自己研鑽に努めています。

今後は、泉北地域図書館の相互利用開始されることから、他の公共図書館との連携を更に強化する必要があります。

3．啓発活動

ア．講座・講演会を **(図書館)**

図書館では、保護者や子どもたちを対象に講演会や講習・ワークショップ等を実施しています。

今後も引き続き実施していく必要があります。

イ．行政の場においては **(健康課・こども未来室・指導室・生涯学習課・図書館)**

図書館においては、「図書館だより」等を、園や学校においては「学校・園だより、図書館だより」等を利用し、啓発活動を行っています。

今後も引き続き実施していくとともに、関係部署と協議しながら方策について検討していく必要があります。

ウ．広報活動を活発に **(こども未来室・指導室・生涯学習課・図書館)**

市の広報には、図書館だよりを掲載し、図書館における行事等の紹介を

毎月行っていますが、紙面スペースの関係上、詳しい記載ができません。

そこで、ホームページを活用し図書館行事等をお知らせするほか、子どものページを充実させる必要があります。

また、現在、4か月児健康診査時に絵本のブックリストを、小学校1年生には小学低学年用のブックリストを配付しているところですが、今後は、更なる年代別に応じたブックリストを作成し配付するなど読書意欲向上に向けた施策を推進する必要があります。

エ．子ども読書の日や子どもの読書週間の周知について **(全て)**

子どもの読書週間には、図書館においては「1日図書館員体験」を、学校においては「図書館だより」等を発行し周知を図っているところですが、まだまだ市全体にまで周知されていないのが現状です。

そこで、子ども読書の日や子どもの読書週間等に、図書館、学校や園をはじめ関係部署が一丸となって、読書活動のキャンペーンやイベント等を実施し、子どもの読書についての啓発ができないか検討の場を設ける必要があります。

第2章 国及び府の基本的方針

国では、子どもの読書離れを憂慮して、平成12年（西暦2000年）を「子ども読書年」とし、翌平成13年には「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、さらに、平成14年には、国において「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されています。

「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため政府が策定したもので、子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備を推進する観点から、おおむね5年にわたる施策の基本的方向と具体的な方策を示したものです。

また、第1次計画期間における取組・成果や課題、その後の情勢の変化等を踏まえ、新たに平成20年に第2次基本計画が策定されています。

平成20年に改訂された新学習指導要領解説総則編では、読書の重要性を示した上で、「各教科等において学校図書館を計画的に活用した教育活動の展開に一層努めることが大切である。」とし、学校図書館を積極的に活用することの必要性を明確にしています。

大阪府においては、国の動向を受け、平成15年に魅力的で楽しい本との出会いをテーマに「大阪府子ども読書活動推進計画 ～大阪府子ども読書ルネッサンス～」を、さらに、「読んでみたいと思う本が、子どもの周りにある」「本を紹介する人が、子どもの周りにいる」という観点から読書環境づくりを進めることが大切であると考え、「第2次大阪府子ども読書活動推進計画」を策定しました。また、平成23年には児童・生徒の読書活動や学習活動のさらなる充実をめざし、各学校が学校図書館を活性化するための指針となるよう、「学校図書館活性化ガイドライン」を策定しています。

子どもの読書活動の推進に関する動き

	国	大阪府	和泉市
平成12年	「子ども読書年」		
平成13年 12月	「子どもの読書活動の推進に関する法律」		
平成14年 7月			「和泉市子どもの読書活動推進懇話会」を設置

	国	大阪府	和泉市
平成 14 年 8 月	・「子どもの読書活動推進に関する基本的な計画」 ・「子ども読書の日」(4 月 23 日) 制定 「子どもの読書活動推進に関する法律」により制定		
平成 15 年 1 月		「大阪府子ども読書活動推進計画～大阪府子ども読書ルネッサンス～」	
同年 4 月	12 学級以上の学校に司書教諭の配置を義務付け		
平成 16 年 1 月			懇話会から「和泉市子どもの読書活動の推進に関する提言」を教育長に提出
平成 17 年 3 月			「和泉市子どもの読書活動推進計画」
同年 7 月	「文字・活字文化振興法」		
同年 12 月			「和泉市子どもの読書活動推進協議会」発足
平成 18 年 3 月	「教育基本法」改正		
平成 19 年 6 月	「学校教育法」改正		
平成 20 年 3 月	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第 2 次)」		
平成 22 年	「国民読書年」		
平成 23 年 3 月		「第 2 次大阪府子ども読書活動推進計画」 「学校図書館活性化ガイドライン」	

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の目標

計画の策定に当たっては、「和泉市子どもの読書活動の推進に関する提言」(平成16年1月、教育長に提出)を踏まえて作成した、「和泉市子どもの読書活動推進計画」の基本方針を継承し、前計画時での課題・問題点を整理し、新たな推進の方向と具体的な方策、さらには数値目標を盛り込むものとします。

推進の方向として、前計画と同様の次の3点を柱とします。

- 1 子どもが読書に親しむ環境づくり
- 2 連携の強化
- 3 啓発活動の強化

その上で、第1次計画実施後見えてきた課題・問題点のうち、第2次の計画においてはさらに、

地域に根付いた読書活動

を重点目標に掲げ、次章における内容について取り組んでいきます。

2 対象

この計画は、0歳から18歳までの子どもを対象とします。

3 計画の期間

この計画は、平成25年度からおおむね5年間の取組について示すものとします。

第4章 子どもの読書活動推進のための方策

第2次計画においては、計画内容の実施者や対象を明らかにするとともに、【数値目標】を掲げることにより進捗状況を確認し年度評価を行っていきます。

また、第2次計画の重点目標についての方策等を明記していきます。

1 子どもが読書に親しむ環境づくり

(1) 本との出会いの場づくり

ア．未就園の乳幼児に **（図書館・健康課・こども未来室）**

乳幼児健康診査時に親子のスキンシップの大切さを伝えるため、絵本を手渡し、絵本で親子の触れ合いの場を設けてもらえるよう引き続き家庭での読み聞かせについて働きかけていきます。

また、未就園児たちが集う場においても、集まった保護者に対し働きかけができるよう調整していきます。

ブックスタート事業の継続実施・充実

未就園児の集う場での本と触れ合う機会の設定

イ．保育園・幼稚園に通う子どもに **（こども未来室・指導室）**

就園している子どもたちは、園でおはなしの世界を楽しむことができます。園における蔵書を増やし、本に触れ合う機会を増やしていきます。

保育園・幼稚園における蔵書の充実

ウ．小学校・中学校に通う子どもに **（指導室・図書館）**

子どもたちの年齢が上がるにつれ、本離れが進んでいます。小中学生が本と触れ合う機会の多くは、学校図書館にあります。学校図書館を魅

力あるものにするために、資料の充実が不可欠です。引き続き蔵書の充実に努めるとともに、いかにして不読者数を減少させるかについて研究していきます。

小中学校図書館における蔵書の充実・不読者数の減少

エ．高校生世代に **（図書館・高等学校）**

高校生が「図書館に行ってみたい！」と思えるような蔵書構成や行事等を高等学校と連携しながら研究していきます。

ティーンズ資料の充実

オ．図書館の利用が困難な子どもに **（図書館・指導室）**

図書館では、ボランティアによる点字図書や録音図書、触る絵本の制作により資料の充実を図るとともに、ボランティアの育成に努めます。

また、図書館利用に支援が必要な子どもにとっての読書のあり方について引き続き研究し、必要な施策を検討していきます。

日本の生活に慣れていない子どもには、本の楽しさを味わってもらえるような方策について、研究していきます。

病気で入院している子どもや図書館から遠く離れた地域に住んでいる子ども等図書館の利用が困難な子どもには、本との触れ合いの場が提供できるよう、方策について研究していきます。

障がい者資料の充実・利用実態の調査研究・読書のあり方の研究

日本の生活に慣れていない子どもに対する方策の研究

病院に入院中や遠く離れた地域に住む子どもに対する方策の研究

カ．**市立図書館**で

図書館では、子どもの年齢や発達に応じた資料を収集するとともに、いつでも読みたい・調べたい資料が手渡しでき、何度でも利用したくなる環境づくりを推進していきます。

市立図書館の蔵書の充実・子どもが通いたくなる環境づくり

(2) 子どもと本をつなぐ人づくり

読み聞かせにおいて、子どもたちはたくさんの本に出会い、おはなしのすばらしさを知ることができます。そして、その経験が自ら読書する子どもにつながっていきます。子どもが自ら読みたい本を選ぶことも重要ですが、やはり、子どもと本をつなぐ周りの大人の必要性は計り知れません。

子どもにとって本がなす役割を充分理解することができるよう、子どもと本をつなぐ人たちの育成や研修を行っていきます。

家庭で

- ・図書館等が主催する講座・講演会に積極的に参加し、本に関する情報を収集しよう！

地域で

- ・地域で核となる人材の確保に努め、地域から積極的に本に関する情報を収集しよう！

保育園・幼稚園で

- ・保育士・教員が本の知識を共有し、自ら率先して本のすばらしさを伝えていこう！

学校で

- ・司書教諭や学校図書館支援司書はもとより、教員一人ひとりが本の大切さを認識しよう！

図書館で

- ・児童専任の図書館司書を配置し子どもの本の知識を図書館から発信しよう！
- ・市内の「子どもの読書」に関わる全ての人々と協力して市内全域で「子どもの読書」を盛り上げるための中心的存在となっていこう！

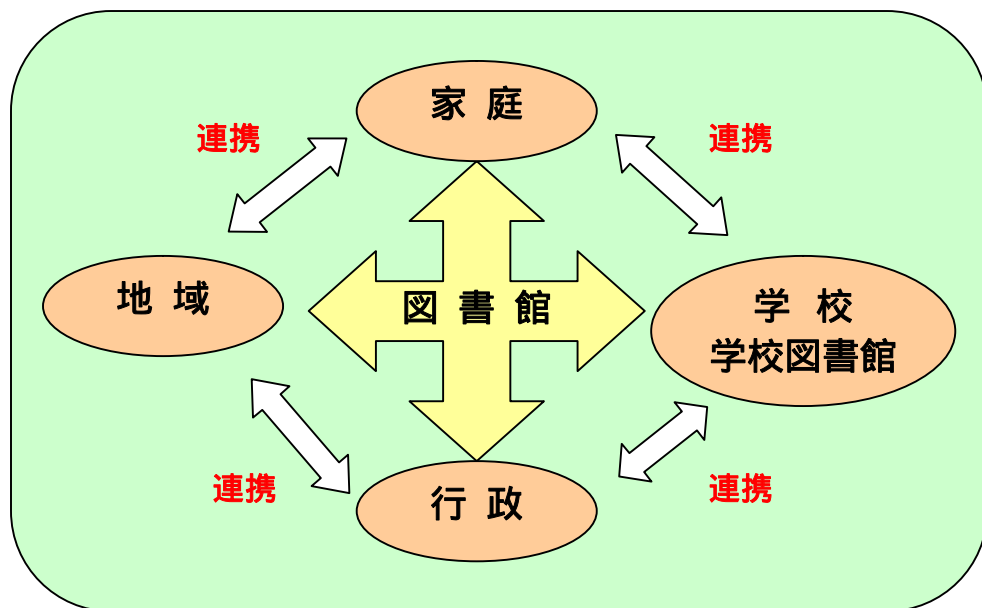
それぞれの立場で『子どもの読書』に関わる人びとが学べる場を設定します。

2 連携の強化

市全体で子どもの読書活動を推進していくためには、行政、学校、地域、家庭が一体になって取り組んでいかなければなりません。

そのためには、常にアンテナを張り巡らせ、情報を共有することが必要です。

情報を共有するための方策について検討していきます。



図書館が中心となって情報発信をします。

定期的に連絡会を開催します。

3 啓発活動

「子どもの読書」の有用性について、広く市民に知ってもらうためには、啓発活動が必要不可欠です。

あらゆる機会、あらゆる場面において、子どもの読書の大切さを知ってもらえるように働きかけていくとともに、啓発のための施策を推進していきます。

「子どもの読書活動」について理解を深めてもらうために、それぞれの立場において定期的に講座・講演会を開催します。

「子ども読書の日(4月23日)」「子どもの読書週間(4月23日～5月12日)」にちなんだ取組を全市的に開催します。

子どもが自ら本を読みたくなるような施策について、検討、実施していきます。

4 重点目標「地域に根付いた読書活動推進」のために

前計画では、地域に根付いた読書活動をめざして、

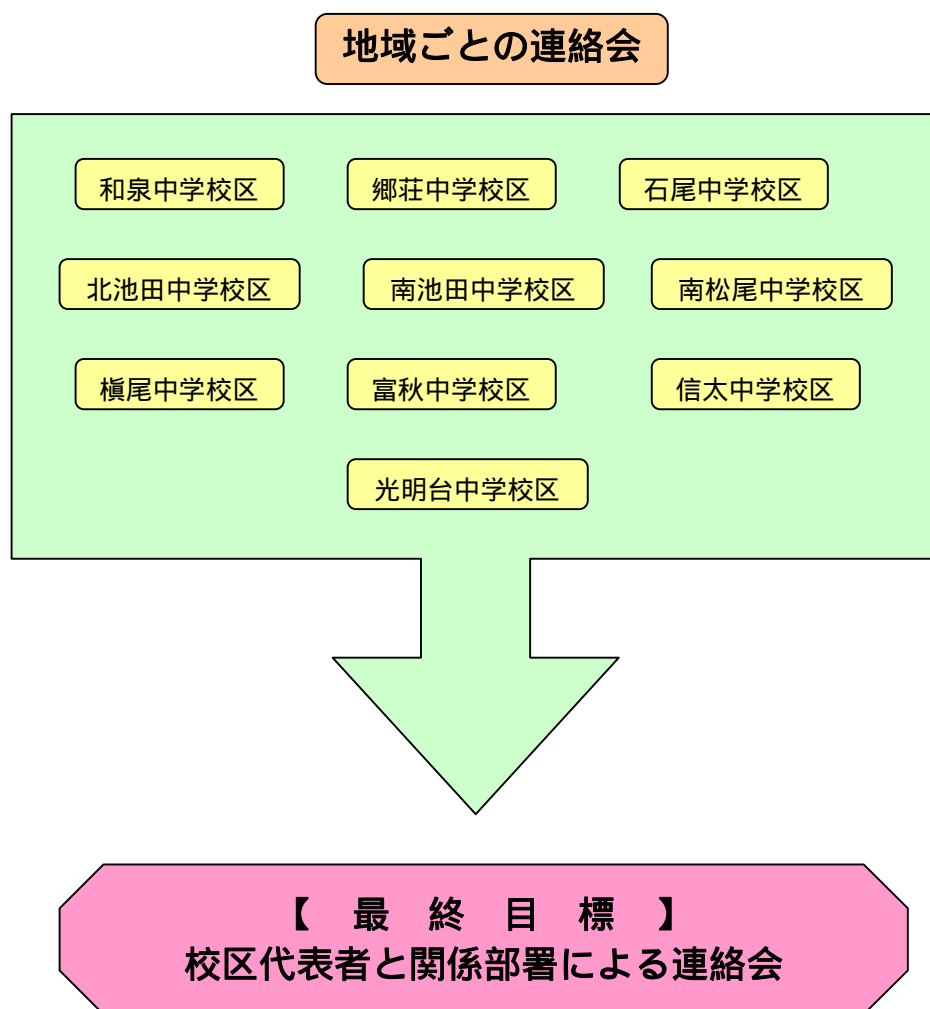
(1) 中学校区での読書活動推進連絡会(仮称)の設置

(2) 家庭文庫・自治会館文庫開設の支援

(3) 地域ごとの読み聞かせボランティア養成講座の開講

を掲げていましたが、実施することができていません。

今計画において、再掲するとともに、地域での子どもの読書活動を推進していくための施策を検討、実施していきます。



地域における『子どもの読書活動』を推進していきます。

5 取組内容

これまでの内容を踏まえ、今後取り組んでいく内容を表で示します。

	図書館	保育園・幼稚園・学校	関係部署
未就園の乳幼児	親子のスキンシップを深める機会の応援 親子で図書館に来てもらえる場の提供 図書館行事のPR・利用の推進 ブックスタート事業の継続・充実 すくすくタイムの実施 ブックリストの作成	育児教室や園庭開放時に読み聞かせや絵本に触れ合う機会の充実 絵本貸し出しの実施 啓発資料の提供	ブックスタート事業、すくすくタイムにおいての連携・協力（健康課） 子育て支援センター等における資料の充実（こども未来室） エンゼルハウスや子育てサークル等に対する支援の充実（こども未来室） 出前講座等の充実（生涯学習課）
保育園・幼稚園	保護者に対する日常的な読み聞かせの奨励 図書館で本と触れ合う機会の提供 子どもの年齢に応じた本の提供 図書館見学の受入 団体貸出	保育園・幼稚園における蔵書の充実 本と触れ合う機会の提供 日常的な読み聞かせ（保護者との連携による読み聞かせを含む） 園だより、クラスだより、絵本だより等での啓発 ボランティアによる読み聞かせの充実 職場体験や保育実習で読み聞かせの機会をつくる	保育士のための研修・講座（こども未来室） 幼稚園教員のための研修・講座（指導室）

	図 書 館	保 育 園 ・ 幼 稚 園 ・ 学 校	関 係 部 署
小・中学生	学校への団体貸出 図書館へ来てもらう工夫 宿題・課題の支援 ブックリストの作成 学校配送 1日図書館員の実施 図書館見学の受入 夏休み行事の実施 小・中学生への読み聞かせ指導の実施 学校図書館担当者との連絡会議の開催	読書習慣を身につける取組 学校図書館の資料の充実 （文科省：学校図書館図書標準の達成） 学校・学年だより・図書館だより等での啓発 ボランティアによる読み聞かせの充実 図書館へ行く機会をつくる 小・中学生による保育園・幼稚園での読み聞かせの実施 市立図書館との連携	司書教諭等の研修（指導室） 学校図書館支援司書の配置・育成（指導室） 読書感想文集等の作成（指導室）
高校生	図書館へ来てもらう工夫 参加型イベントの開催 ティーンズ資料の充実 高等学校への団体貸出 高等学校図書館と図書館との意見交流会 高校生への読み聞かせ指導の実施	新着図書案内等での広報活動 相互協力等による資料提供の充実	

		図 書 館	保 育 園 ・ 幼 稚 園 ・ 学 校	関 係 部 署
図 書 館 利 用 が 困 難 な 子 ど も	図 書 館 利 用 に 支 援 が 必 要 な 子 ど も	図書館を利用しやすい工夫 図書館見学の受入 障がい者資料の提供 情報の提供	実態の把握 実態に応じた提供方法等についての方策の検討 支援学校や図書館との情報交換 図書館へ行く機会をつくる	図書館利用に支援が必要な子どもの読書 活動推進の研究・実践（指導室） 教職員のための研修（指導室） 保育士のための研修（こども未来室）
	日 本 の 生 活 に 慣 れ て い な い 子 ど も	外国語絵本の活用	実態の把握 実態に応じた提供方法等についての方策の検討 図書館との情報交換	
	病 院 に 入 院 中 や 図 書 館 か ら 遠 く 離 れ た 地 域 に 住 む 子 ど も	実態の把握 実態に応じた提供方法等についての方策の検 討	実態の把握 図書館との情報交換	
総 合 的 事 業	子どもの読書活動推進協議会の設置 市立図書館の蔵書の充実 講座・講演会の開催 行事の実施 児童専任の司書配置 図書館利用のPR 図書館職員の資質向上策 図書館ボランティア連絡会の開催			

6 計画の実現に向けて

計画の実現に向けて、取り組む内容はこれまでに掲げてきましたが、その成果については、今後立ち上げる「和泉市子どもの読書活動推進協議会」にて進捗状況を確認していきます。

また、引き続き子どもの読書に関するアンケートを実施し、「本好きな子ども」の割合についても確認していきます。

そのほか、新たに次の項目についても、最終年度には目標値に到達できるよう取り組んでいきます。

	設定項目	単位	現況	目標
1	ブックスタート時の 絵本配付率	%	97.4	100
2	未就園児を対象とした地域等での 読み聞かせ回数（出前講座）	回	13	18
3	保育園児の家庭向けへの啓発紙 等の配付回数（保育園）	回	8	12
4	幼稚園児の家庭向けへの啓発紙 等の配付回数（幼稚園）	回	8	12
5	子ども一人当たりの 小学校図書館貸出点数	冊	50.9	60
6	子ども一人当たりの 中学校図書館貸出点数	冊	12.7	24
7	学校図書館図書標準を 達成している学校の割合	%	35.5	100
8	自宅での小学生不読者率	%	10.3	8
9	自宅での中学生不読者率	%	36.3	33.3
10	子ども一人当たりの 市立図書館蔵書数	冊	4.1	4.5
11	子ども一人当たりの 市立図書館児童図書貸出点数	冊	18.8	23
12	和泉市在住小学生（7～12歳） の市立図書館貸出人数	人	6,157	6,500

13	和泉市在住中学生(13～15歳) の市立図書館貸出人数	人	1,776	2,000
14	和泉市在住高校生(16～18歳) の市立図書館貸出人数	人	1,174	1,500

資料編

和泉市教育委員会規則第 13 号

和泉市子どもの読書活動推進計画策定委員会規則

平成 24 年 7 月 10 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規則は、和泉市附属機関に関する条例（昭和 32 年和泉市条例第 43 号）第 2 条の規定に基づき、和泉市子どもの読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第 2 条 委員会の担当事務は、次のとおりとする。

(1) 和泉市子どもの読書活動推進計画（以下「計画」という。）策定のための調査に関すること。

(2) 計画の策定に関すること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか計画策定のために必要な事項に関すること。

2 委員会は、計画の策定に当たっては、過去に策定済みの計画の趣旨を尊重するものとする。

(組織等)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

(1) 関係団体の代表

(2) 子どもの読書活動に係る図書館ボランティア代表

(3) 学識経験者

(4) 公募による市民

(5) 保育園園長会代表

(6) 幼稚園園長会代表

(7) 小学校司書教諭

(8) 中学校司書教諭

(9) 市内の高等学校図書館関係教職員

(10) 市内の支援学校図書館関係教職員

(11) 市の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画が策定された日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が選任されていない場合その他委員長が招集できない場合は、教育委員会が招集する。

2 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、読書振興担当部署において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和泉市子どもの読書活動推進計画策定委員会名簿

区分	役職	所属団体等	氏名
1号委員		和泉市 PTA 協議会顧問	浅井 雅昭
2号委員		子どもと本をよむ会「青い鳥」代表	前山 紀代美
3号委員	委員長	同志社大学嘱託講師	脇谷 邦子
4号委員		公募による市民	植野 佳代子
5号委員		子ども未来室指導グループ 参事	永田 ひさ子
6号委員		幸幼稚園園長	池中 敏子
7号委員		北松尾小学校教諭	平沼 朋子
8号委員		郷荘中学校教諭	田嶋 直子
9号委員		大阪府立信太高等学校 学校司書	井辺 清子
10号委員		大阪府立和泉支援学校高等部教諭	辻村 友希
11号委員		こども部次長兼こども未来室こども支援担当課長	逢野 映子
		生きがい健康部健康課長	岩井 幸
		学校教育部指導室指導担当課長	中塚 寿次
	副委員長	生涯学習部理事兼生涯学習課長	竹田 竜彦

和泉市子どもの読書活動推進計画策定委員会

開催日及び内容

日にち	内容	主な案件等
平成24年 11月13日(火)	第1回策定委員会	委嘱状・辞令交付 経過説明 策定方法について 等
12月18日(火)	第2回策定委員会	第1次計画の進捗状況 第2次計画(素案)について 等
平成25年 1月15日(火)	第3回策定委員会	第2次計画(素案)改訂版について
2月 6日(水)	第4回策定委員会	第2次計画(素案)改訂第2版について
2月19日(火) ~3月11日(月)	パブリックコメント 募集期間	広報・ホームページにて周知 各図書館・市政情報コーナーにて 設置
3月19日(火)	第5回策定委員会	パブリックコメントを受け最終 素案を決定

発行：

和泉市教育委員会

生涯学習部読書振興課

〒594-0071 和泉市府中町一丁目20番1号

和泉市立和泉図書館内

TEL 0725-44-8687 / FAX 0725-44-3072